

写真集団「創造ネット」会則

- 1（会の名称と構成）写真集団「創造ネット」（略称「創造ネット」、以下「本会」と略す）は、新鮮で個性あふれる写真創作と作品・理論・評論の活発な発表と交流をめざす写真家、写真愛好家、写真鑑賞者、評論家、編集者、研究者、技術者など写真に関わる者が平等の立場で参加するネットワーク型の写真創造集団です。
- 2（会の目的）本会は、インターネットなどを利用した会員のネットワークにより、多くの情報、多様な経験を共有するなかで写真創作の今日的な成果と社会や科学の発展を敏感に吸収し、21世紀を切り拓く新しい写真の創造と写真文化の発展をめざします。
- 3（運営の指針）本会は次の点を運営の指針とします。
 - ①本会は自主・独立・自由の精神を尊重します。
 - ②本会は写真創作を通じて表現と言論の自由をいっそう発展させるとともに、その土台となる平和と民主主義を尊重します。
 - ③会員の思想信条の自由と他サークル・組織への加入の自由を保証するとともに、表現上の獨創性と多様性を尊重します。
 - ④本会の自由な活動を発展させるため、いかなる権力・権威・財力にもへつらわず、いかなる上部団体にも属しません。
- 4（入会と退会）本会には、アマチュア・プロを問わず、会則を認め、会費納入の意志のある人は誰でも参加できます。理由のいかんに関わらず、退会も自由です。
- 5（入会の手続き）入会希望者は、規定の入会申込書に必要事項を記入のうえ自筆署名し、その年の6月または12月までの会費を添えて、事務局に提出するものとします。入会申込書提出後、すぐに会員として活動できます。
- 6（情報の共有）会員は多くの経験や情報を共有するため、積極的に本会に情報を提供します。
- 7（会の活動と会員の権利）本会は、会の趣旨に添って、次の活動を進めます。また、本会のすべての活動は会員に開かれたものとし、会員はどの地域、どのグループの活動でも自由に参加できます。
 - ①本会の活動は、会員個々の創作・発表・研究活動と地域例会の開催、およびホームページ運営による会員相互の情報交流を基礎にします。会員は地域を越えて、例会・講座・合宿・写真展などを自由に開催、参加することができます。
 - ②例会では、各自の作品を持ち寄って作品合評を行うとともに、理論や作品の研究、撮影や暗室技術研究、デジタル画像処理技術研究などを継続的に行います。
 - ③例会に出席できない会員は作品を送付することで作品参加し、合評を受けることができます。
 - ④本会のホームページを開設し、会員専用ページで合評の内容を会員に公開します。そのほか、研究や講座内容の公開、掲示板での情報交換などにより、会員が多くの情報や経験を共有できるようにします。会員は、本会のホームページ上で作品、意見、理論、評論、情報などを自由に発表することができます。
 - ⑤写真集の出版、写真展開催、インターネット上での作品発表、CD-ROM 写真集の発行など多彩な発表活動を展開します。
 - ⑥活動を広めるためにホームページでの宣伝のほか、一般公開の写真教室や各種講座を開催します。
 - ⑦写真文化の発展をめざし、全国の写真サークルが交流できるネットワーク作りをすすめます。
- 8（会計）本会の会計は、会費、寄付金、事業収入などでまかさないです。会費の額は運営細則で定めます。会計事務は事務局が担当し、地域例会の会計事務は例会運営係が担当します。また、会計監査は年度初めに例会参加者が行います。
- 9（組織形態）本会は中央集権的な組織にしないために、実務担当以外の役員や指導的機関をおかず、会員の自主的な活動を土台に、良識的な討論と情報公開によって運営します。
また、会の趣旨に添った会員個々、あるいはグループの活動は無条件に保証します。
- 10（会の運営）本会に、会の情報と実務をまとめる事務局をおき、事務局員を配置するとともに、本会ホームページと地域例会の企画・運営・実務を担当する運営係を若干名配置します。また、必要に応じ、地域例会単位、あるいは、取り組みごとに事務局や実行委員会をおくことができます。

全体の活動計画や活動のまとめ、予算、その他重要事項の提案は、事務局および各運営係が作成することを基本にしますが、個人の提案も自由に行うことができます。提案は、地域例会やネット上で会員の意見を集約した上で決定し、実行します。

- 11（総会）必要に応じて、創造問題や活動の総括と方針など重要問題を全会員で討論する総会を開催することができます。総会の開催は事務局と運営係の合意で決定し、総会で話し合われた内容は、「創造ネット」の活動に反映させます。
- 12（禁止事項）人権や著作権を守るため、内部公開の他人の作品を部外者へ見せることや外部へ持ち出すことを禁止します。
- 13（除名）本会の名誉を著しく傷つけたり、本会活動のあからさまな妨害を行った者、あるいは内部公開の作品を外部に持ち出した者について、会員の過半数の賛成によって除名することができます。
- 14（権利停止と除籍）会費が1年未納となった者は権利停止とし、1年半未納となった者は除籍します。ただし、権利停止や除籍後に未納会費が清算されたときは、すぐに会員の権利や籍を復活させます。過去に除籍となった者は、除籍決定までの未納会費を清算しなければ、再入会できません。
- 15（運営細則）本会の運営を円滑にすすめるために運営細則を別途定めます。
- 16（会則の変更と廃止）本会則の変更・廃止は、例会やネット上での討論を経て、会員の投票を行い、会員の3分の2以上の賛成で決定します。運営細則の変更、その他の重要事項は、会員の討論を経た上で、投票により会員の過半数の賛成で決定します。

写真集団「創造ネット」運営細則

- 1（会費）会費の額は月額500円とし、6ヵ月または1年分をまとめて前納するものとします。
- 2（例会運営費）作品参加を含め、地域例会に参加する会員は、例会運営費として月額500円を6ヵ月または1年分まとめて前納します。また、例会運営費は独立採算とします。
- 3（事務局員と運営係）事務局員および各運営係は、立候補や推薦に基づき会員から選出します。事務局員と運営係の任期は2年とし、再任を妨げません。事務局員や係に欠員が生じたときは、必要に応じて補充します。
- 4（地域例会）各地域例会は、参加者の意志によって、例会の愛称をつけることができます。地域例会は、当面、「創造ネット」東京例会という形で月1回開催します。地域例会に登録していない会員は、1回1000円の参加費で地域例会の作品合評を受けることができます。
- 5（費用負担）会員は本会のすべての活動に自由に参加できますが、費用負担が必要なものについては応分の参加費を納入しなければなりません。
- 6（ホームページ運営）本会のホームページは、ドメイン名「創造ネット.jp、sozo-net.jp」として、一般向けのページと個別のパスワード管理による会員専用ページとに分けて運用します。合評に提出された作品は、作者の断りがない限り、経験を共有するために会員専用ページに掲載します。
- 7（禁止事項の主旨と法的責任）合評提出の作品は発表の了解が得られていないものが多いので、会員専用ページ掲載の作品を部外者に見せること、外部に持ち出すことを禁止します。
内部公開の作品を外部に持ち出した者は、除名の対象になるとともに、損害賠償など法的な責任を負わなければなりません。
- 8（各種講座）各種講座で講師を依頼する場合は、規模に応じた予算配分を行うとともに、参加費を徴収して講師の謝礼に当てるように配慮します。
- 9（写真展への援助）会員のグループ写真展については、予算の許す範囲で援助します。
- 10（会計年度）本会の会計年度は1月1日からその年の12月31日までとし、事務局は会員に会計報告し、監査を受けます。また、例会の会計もこの規定に準じます。
- 11（事務局）本会の事務局は、さいたま市中央区におきます。
- 12（会則の施行）本会則は2004年1月25日から実施します。
- 13（付記）2005年1月10日、会の名称変更にとまなう一部改正
2005年4月1日、分かりやすくするために大幅改正
2006年2月5日、会の運営に関して、一部改正